

## 令和5年度埼玉県「学校における現代的な健康課題解決支援事業」連絡協議会設置要綱

### (設置)

第1条 学校や地域における健康課題を把握し、健康課題の解決及び健康課題に関する指導の充実を図るため、「学校における現代的な健康課題解決支援事業連絡協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

### (事業)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事業を所掌する。

- (1) 学校における現代的な健康課題解決支援事業を推進するための方針の協議、検討
- (2) 学校における現代的な健康課題解決支援事業を推進するために係るその他の取組の検討
- (3) 学校における現代的な健康課題解決支援事業における成果の検証及び普及

### (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会に委員長を置き、埼玉県教育局県立学校部保健体育課長をもって充てる。
- 3 協議会に副委員長を置き、委員の中から互選する。

### (運営)

第4条 委員長は、協議会を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は、令和6年2月28日までとする。

### (会議)

第6条 委員長は、協議会を招集し、議長を務めるものとする。

- 2 委員長が必要と認めるときは、別表に掲げる者以外の県及び市町村等関係機関の職員の出席を要請することができる。

### (事務局)

第7条 協議会は、会務を処理するために、事務局を埼玉県教育局県立学校部保健体育課内に置く。

### (経費)

第8条 協議会の経費は予算の範囲内で埼玉県教育局保健体育課予算をもって充てる。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月27日から施行する。

別 表（第3条関係） 委員

学識経験者
医師
歯科医師
薬剤師
校長
養護教諭
市町村教育委員会指導主事
保健医療政策課副課長
保健体育課長
保健体育課教育指導幹